

# 個人住民税特別徴収 Q&A



Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、  
なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか？  
従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。



A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業所(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。  
(地方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収していただくことになっています。)



Q 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。  
これをすることで何かメリットはあるのですか？



A 住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収(差し引き)し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が霧島市においては年9回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回あたりの負担が少なくて済みます。

なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります(納期の特例の承認)。



Q 新たに特別徴収により納税するためには、  
どんな手続をすればいいのですか？



A 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)の空欄に朱書きで「特別徴収希望」と記載の上、各市町村にご提出ください。5月中に各市町村から特別徴収税額の通知があります。

個人住民税の特別徴収や税に関するお問い合わせは

～各市町住民税担当課へ～

霧島市・伊佐市・始良市・湧水町・県始良伊佐地域振興局